

令和8年度 三河港コンテナ助成金制度

こちらからも
詳細をご覧ください



助成金制度のポイント

○「継続荷主」の要件を緩和

申請年の直前3年間の申請本数の平均値を上回った本数を助成。
(令和8年度 制度改正)

○コンテナ1本あたり最大15,000円を助成 ※予算の限りあり

三河港の定期航路を利用したコンテナ貨物の輸移出入に対し、1本あたり最大15,000円を助成。助成上限は150本まで。

また、貨物利用運送事業者には1本あたり5,000円を助成（荷主との重複申請可）。

対象期間：令和8年1月1日～12月31日

申請期限：令和9年3月15日 ※第1期～第4期それぞれ申請可

助成金制度の概要については裏面をご覧ください

【お問合せ先】 三河港振興会 事務局
豊橋市神野心頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172
E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

令和8年度 三河港コンテナ助成金制度概要

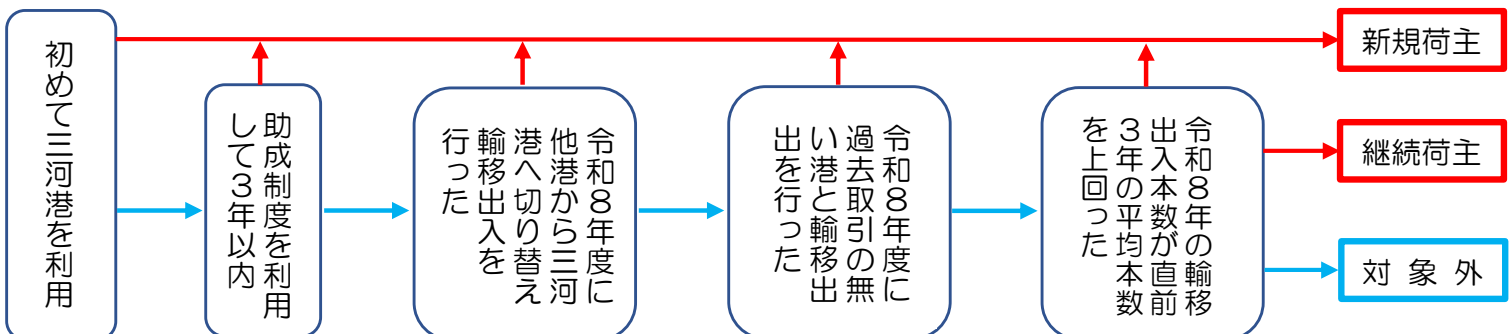
【用語の定義】

荷主	船荷証券等に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有する事業者（フォワーダー（貨物利用運送事業者）を含む）
定期航路	三河港における定期コンテナ航路であって、港湾管理者が定期航路と認めた航路（外貿・内貿コンテナ航路及び国際フィーダーコンテナ航路）
県外貨物	輸移出入貨物のうち、愛知県外にてバンニング又はデバンニングを行う貨物
大口輸移入貨物	コンテナ船の寄港1回当たり30本以上の輸移入を行う新規荷主のコンテナ貨物

【助成制度の概要（詳細は「三河港コンテナ助成金制度実施要綱」をご確認ください）】

対象	①新規荷主 新たに三河港定期航路を利用する荷主の交付開始年度を含めた3年度間の輸移出入貨物を助成対象（他港切り替えについては新規貨物分のみ助成対象） ②継続荷主 三河港定期航路を利用し令和8年の輸移出入本数が直前3年間（R5～R7）の申請本数の平均値（小数点第1位四捨五入）を上回った本数を助成対象 ※貨物利用運送事業者は、実荷主が申請した同一コンテナについて重複して申請が可能
助成額	10,000円／本（20ft・40ftともに1本として取り扱う） ※県外貨物、大口輸移入貨物又は輸移出貨物のいずれかに該当する場合は15,000円／本 ※貨物利用運送事業者はコンテナのサイズ等にかかわらず5,000円／本
上限	150本（例：15,000円／本で150本の輸移出入を行った場合、最大225万円）
対象期間	①新規荷主 令和8年3月1日～令和9年2月28日までに輸移出入を行うコンテナ貨物 ②継続荷主 令和8年1月1日～12月31日までに輸移出入を行うコンテナ貨物
申請期間	※予算に限りがあるため、①②ともに申請期間終了を待たずに早期受付終了する場合あり ①新規荷主 第1期：令和8年6月1日～8月31日 第2期：令和8年9月1日～11月30日 第3期：令和8年12月1日～令和9年1月29日 第4期：令和9年2月1日～3月15日 ※①の申請者は、各期間内に1回ずつ申請が可能（輸移出入を行った時期は問わない） 申請者が貨物利用運送事業者である場合は、荷主ごとに1回ずつ申請が可能 ②継続荷主 令和8年6月1日～令和9年1月29日
申請方法	指定様式に必要事項を記入のうえ、関係書類を添付（押印不要、Eメールでの提出可）
交付時期	助成金の交付決定後、請求書が提出された月の翌月末までに交付

【助成金の対象区分】（凡例：YES → / NO →）



【三河港に関する情報】